

# 令和3年度事業計画



社会福祉法人東旭川宏生会

— 目 次 —

<b>I 法人理念</b>	…3
<b>II 令和3年度事業方針</b>	…3
<b>III 事業内容</b>	…7
1. 実施事業	
2. 事業運営の基本姿勢	
3. 本年度達成目標	
<b>IV 事業計画</b>	…4
1. 特別養護老人ホームの経営	
2. サテライト型地域密着特別養護老人ホーム事業の経営	
3. 軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護）事業の経営	
4. 通所介護事業の経営	
5. 在宅介護支援センター事業の経営	
6. 地域包括支援センター受託事業の経営	
7. 居宅介護支援事業所の経営	
<b>V 法人組織、委員会</b>	…22
1. 法人組織図	
2. 各委員会の構成及び研修の取組	
<b>VI 地域との連携</b>	…25
1. 啓発活動	
2. 各種ボランティアの受け入れ	
3. 見学の受け入れ	
4. 法人行事への招待	
5. 施設実習の受け入れ	
6. ご意見箱の設置	
<b>VII 運営管理</b>	…26
1. 職員の質の向上に対する取り組み	
2. 職員の健康管理	
3. 非常時災害対策	
4. 利用者の苦情処理体制	
<b>別添</b>	
各事業所行事計画・研修計画	

## I 法人理念

- 地域老人福祉への社会的貢献を目指す
- 合法的、合目的かつ合理的な法人運営を目指す
- 社会的存在意義の認められる法人組織の構築と確立を目指す
- 法人業務に対する自己研鑽を継続維持する

## II 令和3年度事業方針

令和3年度は、第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のスタート年度となり、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」が掲げられている。同時に、介護報酬改定により、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価も含め改定率：0.70%の引き上げと謳われている。また、介護保険制度改正にあたり地域福祉に関わる取組を体系的につなぎ合わせるとともに、現状の課題を踏まえて新たに取り組むべき事項等を示し、これらを計画的に実施していくことで、地域共生社会の実現を目的としており、計画の推進において事業者の役割として以下のように掲げられている。

福祉サービスの事業者は、サービス提供者として、その利用者の自立支援や権利擁護、提供サービスの質の向上、事業内容等の情報提供や情報公開、他のサービスと連携しながら、利用者の「その人らしい暮らし」を支えていく役割があります。同時に、それぞれが保有する福祉に関する専門的な知見や支援技術を生かしながら、地域住民とともに地域福祉活動に参加したり、協力したりすることで地域福祉の推進を図る役割も期待されます。

特に社会福祉法人については、社会福祉法において「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。特定の社会福祉事業の領域にとどまることなく、住民に身近な圏域における地域生活課題や幅広い福祉ニーズに対して、総合性や専門性を備える法人として向き合うことが期待されています。また、災害時においては、その運営施設等について、福祉的なケアが必要な避難住民を受け入れる福祉避難所としての役割を担うことが期待されている。

これらを踏まえ、当法人においても経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上といった改正社会福祉法人制度への対応、外国人人材を含めた福祉人材の確保の促進、地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画・立案・調整、各種サービスの技術・質の向上を目指していく。また、福祉施設として今般の新型コロナウイルス感染症対策、その他死産災害に対応すべくBCP（事業継続計画）の策定についても進めていく。

### Ⅲ 事業内容

#### 1. 実施事業

特別養護老人ホーム事業（介護老人福祉施設事業） 定員 70 名  
（短期入所生活介護事業） 定員 10 名

地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型）事業

（介護老人福祉施設事業） 定員 29 名  
（短期入所生活介護事業） 定員 10 名

軽費老人ホーム事業（特定施設入居者生活介護事業） 定員 60 名

地域密着型通所介護事業 定員 18 名

在宅介護支援センター事業

地域包括支援センター受託事業

居宅介護支援事業所

#### 2. 事業運営の基本姿勢

「ここを利用してよかった。と心から感じられる施設づくりをめざす。」

#### 3. 本年度達成目標

- （1）介護支援の個別対応
- （2）生活面維持を目的とした機能訓練の実施
- （3）居住環境の整備
- （4）地域高齢者の生活を支える相談窓口となる

## IV 事業計画

### 1. 特別養護老人ホーム

#### (1) 運営方針

令和3年度は、介護保険制度改正に伴い、特別養護老人ホームではより入居者の重度化対応や医療、認知症への対応力向上に向けた取組の推進、看取りに関するニーズに対しよりの確に対応できることが求められ、配置医師や他の医療機関との連携、夜間対応職員の認定特定行為業務従事者の整備を継続的に進めていく。また、適切な人事考課制度やキャリアパス要件の整備と周知を行い、職員一人ひとりに必要な知識・技術が獲得できるよう施設内外の研修に参加する機会を提供し、高齢者介護の専門職としての倫理観、資質、モチベーションの向上に努め、部署毎にメンタル面のフォローを含め適時対応を進めていく。

さらに入居者処遇の向上のため、入居者の方々の声に耳を傾け、接遇改善の徹底に努めると共に、オンラインを活用した家族向けのフォーラム等の開催を計画し、コロナ禍でも入居者及び家族が安心できるよう対策するものとする。

又、喫緊の問題である介護職員の人材不足を受けて、当該諸国からの外国人受け入れや元気高齢者、学生アルバイトの雇用や介護ロボットの活用などを進めて行く。

#### (2) 介護理念

特別養護老人ホーム宏生苑では、下記の介護理念を掲げ入居者のケアに取り組むものとする。

「入居者一人ひとりに寄り添い、皆様が快適に安心して安全に暮らして頂けるよう務めていきます」

- ・心にゆとりを持ったケア
- ・その人らしさを支える
- ・信頼関係の構築
- ・チームワークを大切にする
- ・職員の技術向上、自己研鑽

#### (3) 重点項目

##### ①個別ケアについて

全室個室でのユニットケアを実施するにあたり入居者のプライバシーに配慮したハード面を生かしつつ、顔なじみの関係が可能となる職員配置にて安心感のある施設生活を提供する事により従前に自宅で暮らしていたような生活リズムを導き出し、継続させていく事ができるよう看護・介護の質の担保とともに向上に努める。

## ②医療との連携について

日々の健康管理を行なう施設看護職員と配置医との連携により入居者の疾病兆候の早期発見, またはその予防を行なうとともに協力病院やその他の医療機関との連携を図る事で入院が必要な重大な疾患への対応を行い, 入居者が穏やかで安定した施設生活を送る事ができ, ご家族にとっても安心して頂けるサービスの提供。また, 当苑では安心して安全な施設サービスを提供する上で医療体制の充実は必要不可欠ととらえており, 入居者にとって望ましい看護・介護を最優先に社会情勢や政策を鑑みながら検討していきたいと考えている。

## ③重度者への対応について

介護老人福祉施設については, 平成27年4月より, 原則, 新規入居者を要介護3以上の高齢者とし, 在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化した。当苑においても新規入居者及び既存の重度の要介護者, または重度認知症を患う入居者に対し適切な介護の提供が行なわれるよう職員研修等により対応環境の整備に努める。

## ④看取りの対応について

高齢者介護の基本は「尊厳の保持」であり, 特別養護老人ホームは, 入居者本人が個人として尊重され, その人らしい人生を全うできるよう支援を行なう事が求められる。看取り介護の支援も同じであって, 入居者本人と家族の望みをかなえ, 安らかな最期を迎える事ができるように, 入居者本人・家族の思いを受け止め, 入居者本人と家族が充実した時間を一緒に過ごすための環境整備をするなど, 日々の生活を支える事が施設職員の大切な役目と考える。他職種連携の下, 基本的な方針を定め, 施設において看取りを日常的なケアの延長線上にあるものとして捉えた介護に繋がられるよう努める。

## ⑤食の安全について

健康である事の基本の一つとして食生活が挙げられる。当苑で使用する食材に関して関係業者の協力を得て安全である事に十分配慮されたものを使用できるよう努める。

また, 提供する食形態は入居者の重度化を受け, 嚥下機能が低下していても安全に食事が摂れるよう食事形態や提供方法の見直しを随時行い, 安全性と満足感を両立できるように努めていく。

## ⑥従業員満足度の向上について

後述の施設サービスの質的向上を目指す上で, 「いきいきと働く職員」の存在が必要不可欠になると考える。職員一人一人が成長できるキャリアパスや人事評価制度または研修制度などの整備と, メンタルヘルス対策や職場環境の改善を行い, 従業員満足度の向上を目指す。

## ⑦多様な人材の受け入れについて

介護職員人材不足の解消を目指し, EPA, 特定技能1号, 技能実習生, 在留資格「介護」と様々な導入手段のある中, インドネシアからの介護技能実習生の受け

入れに向けて体制及びインフラ整備を進めて行く。また、外国人人材だけでなく、元気高齢者や学生アルバイトなどの多様な人材の雇用も推進していく。

#### (4) 施設サービスの質的向上を目指して

##### ①看護・介護サービスの向上

施設サービスの基本となる施設サービス計画書(ケアプラン)に基づいたケアの実施は、入居者にとって「必要な看護・介護が適切に受けられる」施設であるとともに「この施設に来てよかった」「また利用したい」と思われる、そして選ばれる施設づくりを念頭に置き、介護支援専門員を中心に関係職種との連携に基づいたケアプラン作りを目指す。定期とは別に、必要に応じてサービス担当者会議を御家族、本人同席のもと開催し、意向を汲み取り満足して頂けるサービス提供に努めていく。またサービスの向上に向けて、より一層看護・介護技術の研鑽に努める。

##### ②季節感あふれる食事提供の取り組み

入居者にとって朝・昼・夕の食事は大きな楽しみの一つであると考え。この事から当苑で「給食会議」を開催し入居者からのアンケートや検食によるコメント等を参考に関係職種で議論を行い、栄養バランスが良く四季折々の季節感あふれる食事を提供していく。また栄養ケアマネジメントにおける栄養計画の見直し等により入居者の個々の栄養状態の把握や改善に努めて経口から食べられる喜びを感じて頂ける食事の提供を行っていく。

##### ③身体拘束の原則廃止の取り組み

当苑で「身体拘束廃止委員会」を発足し、対象者の身体拘束の必要性の有無、また現状の把握を行なう為関係職員による定例委員会を開催する。

身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き原則行わない事を基本的なスタンスとし、身体拘束に関する問題意識を高めるとともに介護職員の質的向上を図りつつ、やむを得ず身体拘束を行っている場合に於いては、その現状の情報共有等に努めながら廃止に向けた取り組みを行なう。

##### ④新規入所希望者の受け入れ

当苑の利用を希望される方について、その方の要介護度や介護されている(受けている)環境の状況ならびに心身の状態や当苑の待機状況等多方面から分析し、特別養護老人ホームの社会的役割を果たすべく入所判定委員会を開催し、緊急を要する方を優先的に入所受け入れできるよう検討を行なう。

##### ⑤短期利用者の受け入れ

短期入所生活介護は10名分のベッドを用意しており、さらに入所者の長期入院に伴う空きベッドを活用することで短期利用希望者のご家族の身体的及び精神的な負担等の軽減を図ることを目的として受け入れ事業を行なう。

##### ⑥施設の行事計画

単調になりがちな施設生活に対し、有意義な生活を送る事で、心豊かで安心して頂けるような配慮を行っていく事は必要不可欠と考える。ただ現在はコロナ禍の為、御

家族様の面会や外出等にも制限させて頂いている状況。その中でコロナ禍の状況を踏まえて安全性に配慮した季節を感じられる行事の企画とご案内を行っていく。

(令和3年度行事予定は別紙のとおり)

## (5) 施設生活の安全管理の推進

### ①介護事故の防止と対応

入居者が施設生活上における介護事故防止は、何よりも入居者の安全や安心を保障する事が施設サービスの基本と考える。この為事故防止の観点から「リスクマネジメント委員会」を発足し、この委員会は大きな事故の発生を未然に防ぐ為、些細な事でも事故・インシデント報告書の提出を求め、これらの事例等を検討し、またその結果を委員以外の職員にも周知徹底を図る。さらに令和3年度より、リスクマネジメントの強化として、施設内に安全対策部門を設置し外部の研修を受けた担当者の配置を行い、組織的に安全対策を実施する体制を整備していく。

### ②施設内の感染対策

全世界で流行するコロナウイルスやインフルエンザウイルス等の感染予防として、発生状況に応じ面会の制限を行っている。看取り介護等で面会を許可した場合でも、入館時には手指の消毒とともにマスク、フェースガードの着用等の協力を頂き感染防止に努めていく。ノロウイルス等の感染予防については、生もの等の持ち込みの自粛等を文章通知による周知や受付窓口でのお願いを行なう。

### ③施設の災害対策

- i) 当苑の消防計画に基づく避難訓練及び消火訓練は次の通り実施する。
  - ア 年2回(春・秋)実施する。なお、このうち1回は夜間を想定した訓練とする。
  - イ 消防職員等の支援を得て訓練を実施。
  - ウ 可能な限り近隣の地域住民にも参加して頂ける様、連携を図っていく。
  - エ 都度見直しを行ない、災害時に対応できる内容を目指す。
- ii) 市内ハザードマップ、避難場所の確認。
- iii) 火災等の防止対策として自主点検を実施。

## (6) 職員研修の充実

### ①職場内研修の充実

入居者に対する施設サービスの質的な向上と健全な施設運営を行なう為、年度当初に研修テーマを設定し、そのテーマに沿った内容や講師について各部署持ち回りで実施する。また現在はコロナ禍の為、感染状況を見極めながら、オンラインを活用した研修実施等の整備を進め、専門的な技術の習得や知識の向上が得られるよう研修内容の充実を図る。

(令和3年度研修計画は別紙のとおり)

### ②関係機関及び団体等が主催する研修会への参加

関係機関等が主催する研修会は知識や技術の習得ばかりでなく、同じ職務に従事



する方が参加するケースが多く、この事は共通する悩みごとの解決やより進んだ対応方法を実践している等、情報を交換する中から得られる有益な事項を職場へ持ち帰って職務に役立てる事ができるといった利点がある。ただ現在はコロナ禍の為、オンラインを活用した研修等にも各職員が積極的に参加できるよう整備を進め、技術や知識の向上、自己研鑽に努めていく。

#### (7) 職員の健康管理と職場環境の改善

入居者の方に良好な介護・看護を提供する為には、まず入居者と日々接する職員が心身共に健康であることが必要不可欠である。

その為には、快適な職場環境の維持と共に職員の健康管理が極めて重要である為、次のような取り組みを行なう。

- ① 健康診断の受診については全職員を対象に年間1回行なうと共に、深夜勤務を行なう職員については6ヶ月毎と短縮して行なう。
- ② 腰痛検査については、介護に携わる職員を対象に6ヶ月以内に1回実施する。
- ③ メンタルヘルスの観点から毎年ストレスチェックを実施し、本人にその結果を通知して自らのストレス状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげる。
- ④ 新型コロナウイルス感染収束までの間、全職員が日々の行動記録や検温を実施継続し、体調管理や感染予防に努めていく。

## 2. 地域密着型特別養護老人ホーム

### (1) 運営方針

令和3年度は、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を5つの柱とした介護保険の改定が行われ、ICTの活用やCHASEへの情報提供など、サービスに対する専門性の高い評価や分析が重要視されていく。

新富宏生苑は宏生苑のサテライト事業所として人員配置の緩和が認められており、機能訓練指導員や管理栄養士等の専門的知見を有した職員を配置していないが今後は本体施設である宏生苑との連携の強化や、法人による専門職の配置で各事業所の機能をサポートするなど、ケアの質を上げるシステムの構築が不可欠である。

法人の事業展開としては、東旭川のデイサービスセンターコスモスが新たなサービス提供エリアとリハビリに特化した新たなサービス内容を軸に新旭川地区に移転し、リニューアルオープンされる。そのなかで新富宏生苑が新旭川地区における拠点的な役割を担うことが出来るように、効率的な職員の配置と連携、人事考課、オンライン研修や階層別職員教育等、人材育成と安定経営の基盤を築いていく。

## (2) 介護理念

地域密着型特別養護老人ホーム新富宏生苑では、下記の介護理念を掲げ入居者のケアに取り組むものとする。

～明るく笑顔で心を込めて～

「美味しいものが食べたい」「トイレに行きたい」「お風呂に入りたい」

当たり前のことを当たり前でできる。

笑いや楽しみのある普通の生活を送ることが出来る。

「自分の家が一番だけど、ここで過ごすのも悪くないな。」

そう思っただけの第二の我が家を目指します。

### ○基本的心得

- ・相手の気持ち、介護を受ける側の気持ちを考えます。
- ・相手の目を見て心を込めて挨拶をし、声を掛け、話を聴きます。
- ・馴れ合いの関係にならないようにプロ意識を持ち、節度ある接し方を心掛けます。
- ・ご本人やご家族の意志を尊重し、前向きに取り入れる努力をします。
- ・職員間の連携・チームワークを大切にします。
- ・心にゆとりを持ち、私情を職場に持ち込みません。

## (3) 重点項目

### ①コロナ禍におけるサービス提供方法の構築

新型コロナウイルス感染防止の為、利用者の外出制限や家族・親族との面会制限、施設内でのボランティア等による催しや訪問マッサージ等のサービスの中止などを強いられ、利用者・家族ともに大きな不安やストレスを抱えている。

現在の状況が今後も長期的に継続することにより、家族のことを忘れてしまうなどの認知症状の悪化や、家族との連携不足による苦情やトラブルの増加、外部（地域等）との交流制限による生活の質・刺激の低下が懸念される。

感染対策を徹底した上で、今まで“当たり前だった日常”を取り戻すことができるように、利用者・家族・地域とのコミュニケーションシステムを構築していく。

#### 〈取り組み〉

- ・利用者家族アンケートやサービスの自己評価を実施し、改善に向けて取り組んでいくべき課題を明確に整理し、より質の高いサービスを提供できるように努める。
- ・入居後の情報交換やケアプランの内容の確認は定期的にサービス担当者会議を開催し、ケア内容に対する利用者・家族の要望や施設や職員に対する不満を汲み取る。年齢や病状によるリスクや、万全の努力によっても防ぐことのできないリスク等についても丁寧に説明し、理解を得るように努める。
- ・オンライン面会システムの周知徹底及び導入が難しい家族へのサポートを行う。
- ・電話による家族への定期連絡を行う。
- ・メッセージ付きDVDビデオの撮影・提供、EメールやLINEによる動画や写真の定期送信

サービスの導入。

- ・LINEやYou Tube, SNS等の動画・メッセージサービスを活用した情報提供。
- ・Zoom を活用したサービス担当者会議の開催やオンライン演奏会や花火大会等, 屋内での活動の充実化。

## ②看取りへの対応

終末期医療を担う有床診療所の減少や, 慣れ親しんだ場所で自然に穏やかに最期を迎えたいという利用者・家族のニーズにより, 特別養護老人ホームにおける専門的な医療ケアや高齢者の意向を尊重した看取りの場としての機能が求められる。

生活相談員・介護職員・看護職員等と医師や医療機関との連絡体制の整備や, 看取りに関する職員研修の実施, 利用者や家族への十分な説明と情報の共有や看取り後のグリーフケアを含めた支援の充実を確立させ, 医療・介護双方に関わる多職種が連携しながら利用者・家族の安心・安全を守っていく。

〈取り組み〉

- ・大西病院や中島病院など協力医療機関や地域医療連携室を設置している医療機関との連携を強化し, 夜間・日曜祝祭日の診療や入院・精密検査が必要な場合にも適切な治療が受けられる体制を構築する。
- ・看取りや延命治療に対する意向の確認など, ケア内容や治療方針等に対する利用者・家族の要望等の情報を関係職種間で共有する。

## ③科学的根拠に基づいた介護の導入

「CHASE」が本格稼働し科学的な介護が提示されるようになると, 利用者がどのようなケアを受けることが望ましいのかを知り, 介護の方針やサービス内容を決定する際の根拠として活用することができる。

機能訓練指導員や管理栄養士等の専門職配置の有無に関わらず, 精度の高いフィードバックを利用者のアセスメントやケアプランに反映させて自立支援, 重度化防止に活用していく。

〈取り組み〉

- ・スタッフに対する科学的分析指標の基本的内容や評価方法についての教育及び周知
- ・ADL・HDS-Rに加え, Barthel IndexやDBD 13等の科学的な分析指標を導入する。
- ・アセスメントに科学的な分析指標を反映させ, サービス担当者会議等で利用者, 家族及び担当ケアマネジャー等に情報を提供する。
- ・サテライト事業所における科学的分析指標を活用し, CHASE を運用するための基盤づくりと, 専門職の配置と加算算定を想定した収支シミュレーションの実施。

## ④介護人材確保・職員教育

より良い職場環境の形成とチームケアに必要な高い専門性を保つためには, 採用・定着・育成の三つの人事戦略をバランス良く円滑に進めていくことが不可欠である。なかでも, 介護職員の約9割が中途入社者によって支えられている現状を考えると, 中途入社者の長期就業率をいかに高めていけるかが定着率向上に向けた大きな課題となる。退職理由の検証はもちろん, 現職者からの様々な意見や要望についても把握し, 働き続け

られる職場像の「見える化」に努めていく。

また、組織を発展し、人材を育成し、多種多様な価値観やニーズをもつ職員一人ひとりのエンゲージメントを高めていくためには、個々人の意欲を上手く引き出すことのできる人事考課制度の設計と運用が必要である。法人内では既に特別養護老人ホーム宏生苑で人事考課制度が導入されており、新富宏生苑でもそのノウハウを活かしつつ、小規模事業所での運用が可能な人事考課制度を構築していく。

〈取り組み〉

- ・定期的な職員意向調査を実施し、法人及び各事業所に置ける人事課題を明確にするとともに、「働きやすい魅力ある職場づくり」と「各人が輝ける、適材適所の人材配置・人材育成」を目指して様々な方策を検討する。
- ・コロナ禍において安全な教育体制を整備するためオンライン研修システムを導入し、「集団研修」から「個人ワーク」へ、「一括研修」からキャリアやスキルに応じた「階層別研修」へと転換していく。
- ・人事考課制度導入に向け評価の目的や実施方法等について周知を行うとともに、適切な目標を設定や評価を実施するための個人面談や評価者研修を実施。宏生苑及び新富宏生苑で構築したシステムを法人内他事業所でも運用できるように検討する。
- ・新型コロナウイルス感染防止を徹底しつつ、旭川大学コミュニティ福祉学科から3年生の社会福祉士相談援助実習を受け入れ、次世代を担う医療・介護・福祉の人材育成と新卒採用者数の拡大に繋げていく。

#### ⑤パート職員及び介護助手の効果的・効率的な配置

地域密着型特養である新富宏生苑は、入居定員29名の小規模事業所のため、運営規模に対して人件費率が高くならざるを得ない。事業所単位での適正な人員配置の徹底はもちろん、令和4年10月から対象となる社会保険の適用拡大に向けての準備を進めていく。

〈取り組み〉

- ・子育て世代を中心とした短時間労働者の配置でコストダウンを図り、それによる土日祝祭日や夜間の人材不足に対しては、就労訓練事業や介護助手の導入等により改善を図る。
- ・社会保険の適用拡大に向け、職員への意向確認や業務分担の見直しの他、パート職員の働き方や賃金制度の改革を進めていく。
- ・法人グループの特別養護老人ホーム宏生苑やケアハウスフォルテ、グループホーム福寿草と連携し、人事異動や出向、キャリアアップシステムの強化、オンラインを活用した事業所間共同での研修や地域貢献事業の実施など、効率的な人員配置・業務運営を行う。

#### ⑥感染症や災害への対応力強化

特別養護老人ホームは、自立避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保するためには火災・水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講ずる必要がある。特に、新富宏生苑の暖房機器は電気を熱源としており、冬期間の停電時においては暖房設備の稼働維持が利用者の生命を左右するため、非常用発電機設備の整備や

備蓄燃料の確保、BCP及び防災マニュアルの周知など、事前の準備を徹底する。

〈取り組み〉

- ・火災避難訓練及び停電時を想定した被災訓練の実施。
- ・非常災害時対応について職員研修を開催し、事業継続計画（BCP）及び防災マニュアルの周知徹底と定期的なマニュアルの見直しを行う。
- ・地域住民を巻き込んだ訓練の実施など、職員と利用者だけではなく地域全体での課題として捉え、地域連携による災害対応力向上を図る。
- ・厚生労働省による対処法浸透を踏まえ「新型コロナウイルス感染対策マニュアル」を策定し、感染症予防・感染症対策を徹底する。また、感染症発生時からの初動対応や施設内での連絡体制、保健所や行政との連携や具体的なゾーニング方法などの模擬訓練を実施する。

#### ⑦地域包括ケアを見据えた地域・行政との連携

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地域活動が制限されることを余儀なくされている。社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障害者等の就労支援、子育て支援など、当事業所で既に取り組みされてきた事業等を今後も継続して地域包括ケアと地域共生社会が実現できるように、感染症を正しく理解し正しく恐れ、感染防止対策を徹底し、活動の再開を目指していく。

〈取り組み〉

- ・三密を避けて感染症対策を徹底しながら介護予防自主サークルが活動を継続することが出来るように、隣接倉庫を地域の活動場所として無料開放する。
  - ・利用者が地域との関わりを持ち、ボランティア登録者も活動を継続することができるように、社会福祉協議会ボランティアセンターと協力したオンライン活動や非接触型ボランティア活動を実施する。
  - ・認知症サポーター養成講座や認知症サポーターフォローアップ研修の開催など、認知症の方を地域で支える活ための活動を行う。
  - ・就労訓練事業によるインターンシップの受け入れ  
生活困窮者や軽度障害者へのアンペイドワークの提供、旭川市自立支援係との連携。  
発達障害者・知的障害者・新型うつ病等の理解を深めるための職員研修の実施など。
  - ・地域における関係者とのネットワークの構築  
地域まちづくり推進協議会を通じての行政・地域との連携。  
地域互助ボランティアによる除雪活動の支援と活動地域の拡大。  
地域活動を支える担い手の育成・年齢層拡大のための、ボランティア養成講座の企画。
- 中央・新旭川地区での地域フォーラム・世代間交流の開催。  
新富宏生苑による地域貢献活動の実践報告。  
近隣事業所のグループホーム殿と合同での、職員研修や地域運営推進会議の開催。

#### ⑧各種委員会活動

利用者の安心・安全な生活のために、また、職員の知識向上やサービスの質の向上を目的として各種委員会を設置し、事故防止や感染症予防への取り組みの他、接遇委員会を中心に法人理念・事業所理念を職員に浸透させ、各専門職種間が同じ目的意識を持ってチームケアを実践できるように連携強化を図っていく。

### 3. 軽費老人ホーム事業（特定施設入居者生活介護）

#### （1）運営方針

老人福祉法における軽費老人ホーム事業（ケアハウス）である居宅における生活を念頭におき、住みよい生活空間を提供、入居者の自立性を尊重し、入居者が安心して充実した生活できることを基本理念として図るべく、その介護および介護予防のための支援の充実を継続して図っていく。

家族・地域交流などコロナ禍の影響での反省点をふまえ ICT を活用した社会交流の場の更なる展開をし、開かれた施設を目指す。

#### （2）重点項目

##### 1. 介護関係

- ①介護保険保法に基づく自立支援を念頭におき介護サービスの見直しを行い個々の機能低下の防止を図り入居者の継続的な自立支援を目指す。
- ②入居者やご家族の声を聞き、より過ごしやすい環境を目指す。
- ③入居者の高齢化に伴い体調の変化の報告を徹底し早期受診、早期治療に心がけ重篤化の防止に心がける。

##### 2. 人材育成

- ①職員間の意志統一、報告、連絡、相談の意識付けを行い、質の高いサービス提供や身体拘束・虐待防止の取組を行い透明性のある職場環境の維持を図る。
- ②働き方改革としてシフト時間の見直し、ICT を活用した業務省力化を行い、労働環境整備を図る。
- ③研修の積極的な参加を促し法人理念でもある自己研鑽に心がける。

#### （3）各種の取り組み

##### 1. 入居者全体会議

相談員・介護リーダーが中心となり定期的に入居者の意見、要望を公聴し入居者処遇改善に取り組む。

##### 2. 職員全体会議

管理者、相談員、介護支援専門員、看護師、機能訓練指導員、栄養士、介護職員等すべての職員の合同会議と位置付け、入居者処遇、業務改善等について話し合いを行う。

##### 3. 研修委員会

職員の技術・知識接遇の向上のため、研修委員会を設置する。職員研修は新任・現任ごとに、職員多数が一堂に会して学習する法人研修や、個々に合わせ専門性を高める施設内研修を開催する。感染防止の観点から必要に応じ業務内でも研修を受けられる WEB を用いた研修の取入れを図る。

#### 4. 身体拘束委員会

入居者に対する身体拘束は「身体拘束ゼロの手引」や施設マニュアルに基づき事例を委員会で検討し開始することとし身体拘束廃止の取組を行うものとする。

#### 5. 安全管理

火災訓練だけではなく、事業継続計画マニュアルの整備による「行動できる訓練」を実施、避難誘導にあたる職員の平常化を目指す。

#### 6. 設備管理

入居者の安全・安心な生活が送れるように、20年超の建物・設備関係の維持管理に努め不良箇所の早期発見、必要な個所については緊急性等を勘案して計画的に改善や改修をしていく。

### 4. 地域密着型通所介護事業

#### (1) 運営方針

今年度より新たに地域密着型通所事業として、地域との連携や運営の透明性を確保しながら、リハビリ特化のデイサービスセンターとして法人理念にもある地域老人福祉への社会的貢献を目指した運営をおこなう。

地域の総合事業対象者・要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続を目標に、利用者の能力に合わせた自立支援プログラム（を、個別の援助方法でサービス提供を行なう。その他にも包括支援センターや、地域密着型特養の新富宏生苑等と連携し、地域貢献活動や交流を促進し、地域における社会資源としての機能の構築、開かれた事業所運営に努めて参ります。

#### (2) 重点目標

- ①介護支援計画に基づく利用者の目指す身体機能の維持向上、機能訓練を行なう。
- ②利用者が安心して過ごせるように、プライバシーの保護や見守りを行なう。
- ③新型コロナウイルス等感染症対策の推進
- ④利用者及び家族に対する相談援助業務
- ⑤職員の法令遵守、倫理観を含めた各種知識・介護技術の向上のための研修。

#### (3) 取り組み

利用者の処遇向上や円滑なサービスに向けた実践を行なう。

- ①職員会議

管理者を中心に各職種が利用者の処遇や業務内容の改善検討などの会議を行なう。

## ②研修会議

各種職員のご利用者に対する接遇を始め、介護技術・知識向上の為の研修会議の実施。職員への研修は、研修内容に応じて、職員全体での内部研修や施設外で行なわれる外部研修への参加を案内し促していく。

## ③感染対策会議

事業所内での感染症の予防や対策など事業所内での感染症への発生予防や発生時の対応を検討する。

## ④機能訓練計画会議

第一号事業対象者に対して実施する介護予防・運動機能向上や介護給付者に対する生活・運動機能向上など、ご利用者様毎の個別機能訓練計画書を機能訓練指導員、委託作業療法士、介護職員等と共同して作成し実施する。

## ⑤運営推進会議

ご利用者様やその家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員などにより構成される運営推進会議を設置し、6ヶ月に1回活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言などを聞く機会を設ける。

# 5. 在宅介護支援センター事業

## (1) 運営方針

東旭川宏生会の法人理念でもある地域社会への貢献を目指す法人ならではの特性を活かし、在宅介護支援センターの機能を活用することで、周辺地域の住民を対象に地域での課題を聴取・抽出し、新たな資源の開拓や地域と共に活性化できる法人運営及び、共助としての機能を高めていくことを目的とする。

地域包括支援センターやサービス事業所、関係機関と共同し、高齢者及びその家族からの相談受付、在宅生活を継続するための支援、地域に対する専門的な支援を行い、総合相談支援事業、地域包括ケアの推進に努める。

## (2) 重点項目

### ①地域におけるネットワークの構築

- i) 地域包括支援センターやサービス事業所との情報を共有し、地域における実態を把握する。
- ii) サービス事業所や地域住民からの意見をもとに、課題の分析を行っていく。
- iii) 各種研修に参加し、自己研鑽を行ない、他職種との連携を深めていく。

### ②地域における介護予防活動への参加

- i) 地域で活動している自主サークル等へ参加し、専門的な視点からの助言を行い、介護予防の推進をしていく。



ii) アウトリーチを実践し、相談援助が円滑に行えるよう地域住民との交流を深めていく。

### ③認知症高齢者対策

i) 認知症についての正しい理解が普及されることで住みやすい地域づくりができるよう研修等を行ない、啓発していく。

ii) 国や行政が行っている認知症施策に従って地域で暮らす認知症高齢者や家族に対する支援を行っていく。

## (3) 各種の取り組み

### ①総合相談支援

高齢者やその家族の介護や暮らしに関する多様な相談を受け止め、できる限り自立した尊厳のある生活が継続できるように地域における社会資源等の情報提供も含め適切な支援に繋ぐ。

### ②地域におけるネットワークの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的とし、地域における問題を未然に防ぎ、関係者間でのネットワークの構築を図りながら、支援を必要とする対象者を見出し、適切に保険・医療・福祉サービスに繋がるように努める。

### ③認知症高齢者対策

地域包括支援センターと連携し、認知症についての正しい理解を周知し、普及・啓発活動を実施する。

### ④地域における介護予防活動への参加

地域包括支援センター等が開催しているサークルに参加し、介護予防、健康に関する情報や介護保険の趣旨や利用方法、介護方法を講話や運動を通じて提供し、住み慣れた地域で活気ある生活が続けられるように支援する。

### ⑤実態把握

近隣住民からの情報収集や様々な社会資源との連携を通じ地域課題についての実態把握を行い、社会資源の開拓や掘り起こしに繋げていけるよう働きかけ、災害時の対策にも役立てるように努める。

## 6. 地域包括支援センター受託事業の経営

### (1) 運営方針

1. 旭川市では、第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にて、旭川市の高齢者人口が令和7年(2025年)頃にピークとなり、以降減少に転じることが推測されています。これまで構築してきた地域包括ケアシステムを更に深化・推進し、地域の多様な課題を社会的包摂により解決できる社会(地域共生社会)にしていく必要があります。

「市民が共に支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生き活きと暮らすことのできるまちづくり」を理念に掲げ、次の基本目標を設定している。

- (i) 適切な介護サービス受けることができる、持続可能な基盤づくり
- (ii) 安心・安全な暮らしのできるまちづくり
- (iii) 健康づくりと介護予防を通じて、心身ともに自立して健やかに暮らせる環境づくり
- (iv) 生きがいを持ちながら、社会参加を通じて支え合う地域づくり
- (v) 在宅医療と介護の連携を推進するまちづくり

## 2. 運営上の基本的視点

### (i) 公益性の視点

- ・市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・道・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

### (ii) 地域性の視点

- ・地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し解決に向けて積極的に取り組む。

### (iii) 協働性の視点

- ・センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、精神保健福祉士等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で連携・協働の実施体制を構築し業務全体をチームとして支える。地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、センターは互いに協働し、また市とも連携を図りながら活動することでセンターの機能が発揮又は強化されるよう努める。

## (2) 重要項目・取組み内容

### 1. 第1号介護予防支援事業

#### (i) 基本チェックリストの実施

- ・要介護認定等の申請において非該当となった者のうち、第1号事業の利用を希望する者に対し、基本チェックリストを用いた生活機能の確認を行い、生活機能に応じたサービス等の利用に必要な支援を行う。回答結果が厚生労働大臣の定める基準に該当した非該当者が第1号事業を利用する場合には、自立支援に向けた地域ケア会議を開催し支援内容の検討を行う。

#### (ii) 第1号介護予防支援事業の実施

- ・居宅要支援被保険者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ

効率的に提供されるよう必要な援助を行う。居宅介護支援事業者に委託した場合においても、介護予防サービス・支援計画原案の内容の妥当性の確認、介護予防サービス・支援計画に係る実施後の評価を適切に実施し、必要に応じ指定居宅介護支援事業所に対し助言・指導を行う。

## 2. 一般介護予防事業

### (i) 支援対象者の把握及び支援

- ・将来、介護が必要になる可能性の高い高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより介護予防を効果的に実施。4職種それぞれが様々な機会を捉えて、支援対象者（閉じこもり等）の把握に努め、個別性を重視しつつ継続的支援を行う。

### (ii) 地域介護予防活動支援

- ・地域において継続した介護予防が行えるよう、動機付けや活動の支援を行う。
- ・介護予防に資する住民運営の通いの場（自主グループ）においては、必要に応じてリハビリテーション専門職と連携し、地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、通いの場に参加する高齢者の身体機能の評価と、評価に基づく支援を行う。
- ・活用可能な地域の活動団体や通いの場について、把握を努めるとともに情報は一覧等を作成し、地域住民の介護予防活動の参加促進に取り組む。

### (iii) 地域介護予防運動教室事業に係る業務

- ・市が実施する地域介護予防教室事業の参加者が事業終了後においても、継続的に介護予防へ取り組む事ができるよう自主グループ等の立ち上げ支援を行い、通いの場の充実を図る。

## 3. 総合相談支援業務

### (i) 地域におけるネットワーク構築

- ・センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、ネットワーク構築に向け、地域住民及び関係者へ積極的に働きかけを行う。
- ・地域においてネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連結機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するため、センターとしてのネットワーク構築及び整備を行う。
- ・構築したネットワーク及び既存のネットワークについて4職種で共有し、ネットワークが相互に広がるよう意識した活動に取り組む。かつ、地域の課題や住民への支援については、地域の関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

### (ii) 協議体及び生活支援コーディネーターとの連携

- ・市又は生活支援コーディネーターが開催する協議体に参加するとともに、生活支援コーディネーターと連携し、地域特性に応じた生活支援サービス等の体制構築を図る。
- ・協議体への参加に当たっては、センターで蓄積した地域課題や社会資源に関する情報提供を行う。

### (iii) 実態把握

- ・地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。
- ・地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。把握した問題やニーズについて、予防への展開していく取り組みを行う。

### (iv) 総合相談

- ・初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で適切な機関・制度・サービス等につなげる。関係機関からの相談に対し、速やかに対応し、報告するなど信頼関係構築に努める。
- ・相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

### (v) 困難事例

- ・困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握の上、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。又、市とも連携を図り適切な対応を行う。

## 4. 権利擁護業務

### (i) 権利擁護に関する啓発

- ・権利擁護（高齢者虐待防止、成年後見制度活用、消費者被害防止等）について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

### (ii) 高齢者虐待への対応

- ・地域住民や関係機関と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。
- ・通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「旭川市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市とも連携を図り適切な対応を行う。

### (iii) 成年後見制度

- ・認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度活用が必要かどうかを判断する。
- ・成年後見制度利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。
- ・成年後見制度利用が必要と判断したが、申立て可能な親族いない場合は市に報告し市町村申立てへ繋げる。

### (iv) 消費者被害

- ・消費生活センターや警察等の他機関と連携して事例に対応できる体制を整備する。
- ・地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害回復のための関係機

関を紹介する。

## 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

### (i) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・地域における包括的継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

### (ii) 介護支援専門員に対する支援

- ・地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し指導助言や同行訪問等を行う。
- ・地域の介護支援専門員の支援については、事業所の人員配置等の形態にも配慮した支援に努める。
- ・地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取組を行う。

### (iii) 事例検討会・研修会等の実施による支援

- ・介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関とも連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。また、研修開催する際には地域の介護支援専門員と協働で企画する等、地域の介護支援専門員が主体的に参加できるよう取組を行う。
- ・地域の介護支援専門員が日常的に円滑な業務が実施できるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援。

### (iv) 医療と介護の連携推進

- ・介護支援専門員と医療関係者の連携・協力体制構築のための取組を行う。在宅医療・介護の連携推進を図るための取組みを行う。

## 6. 認知症高齢者及び家族への支援業務

### (i) 関係機関との連携

- ・認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取り継続的な支援を行う。
- ・認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携協力体制を整備する。

### (ii) 地域の体制づくり

- ・地域住民や関係機関が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- ・地域のキャラバンメイトと連携・協力し「認知症サポーター養成講座」を活用した取組を行う。

### (iii) 当事者への支援

- ・認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関など関係機関との連携・協力体制を構築する。
- ・認知症高齢者やその家族が集える場所等を提供することで、介護負担を軽減し在宅

介護を継続できるよう取組を行う。必要に応じて、認知症初期集中支援チーム員として訪問を行い、認知症初期集中支援事業を活用した支援を行う。

## 7. 地域ケア会議開催業務

### (i) 地域ケア個別会議

- ・介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援を行う。
- ・高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワーク構築を行う。
- ・個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行う。

### (ii) 地域ケア推進会議

- ・地域課題を地域住民等で共有し、その上で「地域で解決し得る課題」「政策的な課題」を明らかにし、地域で解決し得る課題については、日常生活圏域レベルの会議で検討する。

政策的な課題については市レベルの会議で検討し課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

## (3) その他

### (i) 住宅改修相談業務

### (ii) 福祉用具購入相談業務

### (iii) 配食サービス事業に関する業務

### (iv) 家族介護用品購入助成事業に関する業務

## 7. 居宅介護支援事業

### (1) 運営方針

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が必要とされている。介護保険に対する住民の意識も向上し、介護サービス利用の需要は年々増大している一方、制度が縦割りであるが故に、障害者総合支援法におけるサービスから介護保険サービスへの転換に不安をいだく利用者も多くいる現状である。このようなことから、介護保険法・障害者総合支援法における事業を一体的に実施することで、高齢者・障害者が安心して自立した在宅生活を継続できるよう支援する。

### (2) 事業の種類

- ①指定居宅介護支援事業 . . . . . 介護保険法に基づく事業
- ②指定特定相談支援事業 . . . . . 障害者総合支援法に基づく事業

### (3) 事業の対象者及び概要

#### ①指定居宅介護支援事業

居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が第1号被保険者及び第2号被保険者のうち要介護認定等を受けた利用者へ居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成し、それに基づきサービス提供が確保されるよう各サービス事業所との連絡調整を行う。

#### ②指定特定相談支援事業

障害福祉サービスを利用するすべての障害者が、相談支援事業を通し、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより支援する。

### (4) 具体的な事業内容

#### ①指定居宅介護支援事業

- i) 介護認定の申請手続きや更新手続きの申請代行。
- ii) 居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成およびサービス提供の支援。
- iii) 利用者の心身状況の把握やサービス内容のモニタリング。
- iv) 利用者が介護保険施設等への入所を希望された場合の支援。
- v) 請求業務。
- vi) 苦情処理に関する業務。
- vii) 事業統計の作成。

#### ②指定特定相談支援事業

- i) 利用者からの相談。
- ii) 計画相談支援の提供。
- iii) サービス等利用計画書の作成。
- iv) モニタリングの実施。
- v) 請求業務。
- vi) 苦情処理に関する業務。
- vii) 事業統計の作成。

### (5) 全体的な業務内容

#### ①在宅生活継続への支援

要介護状態等になった場合においても、可能な限り自宅で利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

#### ②利用者の尊厳を守る

居宅介護支援の提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行う。

#### ③医療機関との連携

利用者の心身状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう主治医をはじめとした医療機関との連携を密にする。

#### ④関係機関との連携

事業の運営にあたり、東神楽町、東川町、美瑛町（大雪広域連合）、旭川市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

#### ⑤職員の資質の向上とメンタルヘルスケア

多様に変化する各種制度を円滑に実施するため、研修会や学習会に積極的に参加し、資質の向上を図る。また、業務におけるストレス等のバーンアウトを引き起こさないよう心身の健康管理には十分配慮する。

## V 法人組織、委員会

### 1. 法人組織図（別表添付）

### 2. 各委員会の構成及び研修の取組

(1) 特別養護老人ホーム宏生苑，地域密着型特別養護老人ホーム新富宏生苑に入居者処遇向上，円滑な施設運営を行なう為，次の会議を設置する。

#### ①入居判定委員会

当施設に入居の申し込みがあった方々の置かれている生活状況や身体状況等から入所優先順位を決定し，また施設に空床が生じた場合（見込みが立てば）その順位より入居していただく事を最終的に決定する。

#### ②行事計画委員会

年間行事計画に基づき，月毎の行事实行に向けての企画や提案等について行事を行なう月の前月に打ち合わせを行なう。実施後の評価，報告を行なう。

#### ③災害対策委員会

防災，防火及び入居者の避難に関する計画を作成，年2回の火災（避難）訓練を行なう。また，避難訓練の見直しを行ない，災害時に実際に対応できるよう検討していく。

#### ④給食委員会

管理栄養士ほか厨房スタッフを中心に「安全でおいしい食事」の在り方について話し合う。検食簿に記載された内容，介助を行なうユニット職員からの意見を参考に，食事のメニュー，提供方法について検討する。

また，ムース食や刻み食，粥食といった嚥下困難な入居者への対応を考慮したメニューの検討等も行なう。

その他に月毎の行事に提供される行事食についても提案を受け検討。また，「栄養



ケアマネジメント」の見直しについて、管理栄養士より食事の摂取量や褥瘡の発生状況といった身体状況、体重や血液データを参照の上、提案を受け意見交換する。

#### ⑤褥瘡予防委員会

褥瘡発生者及び褥瘡発生リスクの高い方のリストアップを行ない、日常生活の状況や食事の摂取量のデータを集積し、褥瘡及び皮膚の状態を改善する為の対策について討を行なう。

徐圧マットや体位交換枕とう褥瘡予防補助具についての使用方法の研修、その他の褥瘡予防の具体策について周知を行なう。

#### ⑥編集委員会

月刊広報誌「宏生苑だより」の誌面企画及び制作を行なう。

#### ⑦身体拘束廃止委員会

身体拘束ゼロを念頭に職員が一丸となり身体拘束をしない介護・看護についての情報共有やリスクが高い入所者への対応策等を検討。

また、やむを得ず身体拘束を行わなければならなくなった場合、ご家族への同意は勿論、関係職種での合議による承認、その後の継続性の検討等を行なう。いずれもいかに早く身体拘束を不必要とするか、その為にいかなる方法で取り組むかの具体策について協議。

#### ⑧感染予防対策委員

インフルエンザや感染性胃腸炎の施設内における集団感染対策の為、看護職員を中心に感染症の発生予防、及び発生時の対応策についてのマニュアルを作成し全職員へ周知を図る。また、面会時の手指消毒やマスクの着用、食べ物の持ち込みといった入居者家族に求める協力体制についての内容も併せて検討を行なう。

#### ⑨リスクマネジメント委員会

転倒・転落、その他介護中の事故に関し、インシデントレポート・事故報告書での報告から発生したユニット内での検討を元に、最優先に再発防止を検討しなければならないものを抽出して分析の上、具体的な対応策について検討し、各ユニットに戻す。

事故に至らないが危険を感じたヒヤリハットレポートについても各ユニットで内容をまとめ、今後事故の発生につながらない為の対策について検討する。

#### ⑩衛生委員会

職員の職場環境における安全及び、衛生管理に関する事項を調査し審議する。

#### ⑪排泄委員会

入居者一人ひとりに合わせた紙オムツの適正な使用方法の検討と使用種別、枚数管理。その他、陰部洗浄や排泄方法の改善等排泄全般に関わる取り組みについての検討。全職員を対象とした定期的な研修会の開催。

#### ⑫接遇向上委員会

職員の身だしなみ、挨拶、態度、言葉遣いといった接遇の基本的な部分について見直し、検討を行なう。年2回入居者家族アンケートを行ない、職員の接遇に対し

ての評価から、入居者及び家族に満足のいく接遇向上を目的とした活動を行なう。  
専門職を招き、接遇に関する研修会の開催の企画も行なう。

(2) ケアハウスフォルテに入居者処遇向上、円滑な施設運営を行なう為、次の会議を設置する。

①行事委員会

企画、月別担当と業務を分担し、企画係は年間施設行事計画を立案し、施設会議に提案する。月別担当は、リーダーが構成員を招集し、計画予算に見合った、年間行事を実施するため実行子細を作成し行事を実施する。月別担当は、実施に至る準備期間も含める事から、前月に会議を開く事とする。

②研修委員会

施設職員の技術・知識、接遇の向上の為研修委員会を設置する。  
職員研修は受ける内容から、施設職員多数が一堂に会して学習する内部研修、施設外で行われる聴講・研修などの外部研修に分け、それぞれ行なう。

i) 内部研修

依頼講師（職員も含む）による講義、勉強会など、春・秋それぞれ2クールに分け別紙の通り実施する。

ii) 外部研修

毎月1～2名の職員を該当月実施される外部研修に派遣する。

推薦する研修内容は、外部研修委員が北海道社会福祉協議会等の主催する研修案内などを参考に選考する事とする。

iii) 幹部研修等

法人運営に関する、法令、会計、経営など必要と思われる研修は、必要に応じて施設長が派遣を指示する。

③編集委員会

ケアハウスフォルテでは施設月刊誌「ケアハウスフォルテ通信」、施設パンフレット、その他の案内文を編集発行する。編集、発行に当たり編集委員会を設置する、編集委員は職員で構成し、地域、施設、入居者、職員など季節にあった内容の題材を集め編集、発行する事とする。

④感染対策委員会

施設内感染対策の為、看護師を中心として設置し感染症の発生予防、発生時に対策を行なう。

⑤防火管理委員会

防火及び入居者の避難につき計画を作成、年2回避難訓練を行なう

⑥機能訓練委員会

新予防給付対象者に対して実施する介護予防、介護給付者に対する機能低下防止など入居者毎の個別機能訓練計画を作成・実施する。

入居者の機能低下防止に必要な集団機能訓練計画を作成・実施する。

## VI 地域との連携

### 1. 啓発活動

当法人の運営と機能、福祉施策等の情報について、ホームページ、パンフレット及び各事業所が発行する「事業所たより」により啓発、理解を深める事とする。

### 2. 各種ボランティアの受け入れ

毎月芸能ボランティアの慰問により利用者に対し教養娯楽を提供する他、支援ボランティア等も積極的に受け入れ、地域に対して開かれた施設となるよう配慮していく事とする。

### 3. 見学の受け入れ

当施設への見学の依頼は地域に対し閉鎖的とならぬよう心がけると共に、積極的に福祉施設及び関係諸制度の理解と啓発を目的として、積極的に受け入れる事とする。

### 4. 法人行事への招待

法人年間行事のうち夏祭り実施時に家族、地域住民などを招待し、法人各事業所が行っている運営内容など紹介している。

### 5. 施設実習の受け入れ

将来、福祉職を目指す学生を広く積極的に実習生として受け入れ、また、近隣の小中学生の職業体験学習の場として、施設を開放していくものとする。

### 6. ご意見箱の設置

各施設の利用者及び御家族等、及び来訪者の方々が自由に意見を述べられる場として、「ご意見箱」を各施設に設置し、日頃のケアに対する意見や感想、提案など事業の改善に活用する事とする。

## VII 運営管理

### 1. 職員の質の向上に対する取り組み

職員の専門的技術、知識の習得により職員の資質の向上による人的基盤を確立し、適切な事業運営に反映させるため、外部研修への派遣、内部研修を実施する。又各委員会制度を設置し介護内容の統一を図る事とする。

## 2. 職員の健康管理

責任ある業務遂行のため、定期的に職員健康診断を年1回以上行います。及び日常的に健康を維持出来るよう予防を実施する事とする。

## 3. 非常災害対策

火災発生時に消防機関へ速やかに連絡する事又、初期消火や人命救助を行なう事。これらの事は震災等の自然災害時においても、防災計画、防災教育及び防災訓練をもって、実施する事とする。

また、BCP（事業継続計画）を策定し、非常災害時に事業所間での連携をより円滑に行なえるよう勤めていく。

## 4. 利用者の苦情処理体制

社会福祉法人における苦情解決の仕組みづくりが社会福祉法人に義務づけられている事から、苦情処理体制の責務を明確化すると共に第三者が加わった、事業所内における苦情解決の仕組みを整備する事とする。

